



令和5年度

鳥栖市一般職の任期付職員 採用試験案内

〔令和6年4月採用予定〕

申込受付

令和5年12月1日(金)～令和6年1月31日(水)

※郵送の場合は1月31日(水)必着

受付場所

鳥栖市役所2階 総務課窓口

※土・日曜日を除く8時30分から12時、13時から17時15分

問い合わせ

総務部 総務課 職員係 [〒841-8511 佐賀県鳥栖市宿町1118番地]

☎0942-85-3504 ✉ soumu@city.tosu.lg.jp

1 試験区分・採用予定人員・任用期間など

試験区分	採用 予定者数	職 種	任用期間など
一般任期付職員	1 名	一 般 事 務	令和6年4月1日から令和9年3月31日まで 【勤務地：鳥栖市民文化会館】

※一般任期付職員とは、「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」に基づき、専門的な知識経験を有する者を、任期を定めて当該知識経験が必要とされる業務に従事させるため採用する職員です。勤務条件（勤務時間、休暇、服務、分限等）については、基本的に任期の定めのない常勤職員と同様になります。

2 職務内容

- ・興行誘致等に関するアートマネジメント全般
- ・会館や芸術団体と企業とのコーディネート
- ・公演開催の営業・渉外・広報等の業務
- ・アウトリーチ事業等のプロデュース
- ・自主事業の企画・立案・運営・調整等
- ・その他、上記に関連する一般事務 など

3 受験資格

次の（１）～（２）の要件にすべて該当する人とします。

（１）昭和49年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人

（２）次の①～⑥のいずれかの経験を有している人

- ①アートマネジメント研修受講終了者や、アウトリーチ事業等のプロデュース経験を有する人
- ②演劇やコンサート等のイベントを開催できる文化施設勤務経験があり、興行事業誘致運営に携わった経験がある人
- ③テレビ局や新聞社等の事業部で勤務経験がある人
- ④舞台運営や会館管理業務又は自主事業の企画・立案・運営・調整等に携わった経験がある人
- ⑤イベント会社勤務経験やプレイガイドでチケットング経験がある人
- ⑥タレントのマネージャー経験や芸能事務所勤務経験がある人

※ 受験資格があっても、次のいずれかに該当する人は受験できません。

地方公務員法第16条に該当する人

- ① 禁錮（きんこ）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ② 鳥栖市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- ③ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ④ 日本国籍を有しない人

4 試験の期日・会場など

試験	期日	科目	対象者	会場
第1次試験	書類選考	受験資格・ 経歴審査	全員	申込時に提出された書類 による選考
第2次試験	令和6年2月中旬以降	作文試験 面接試験	第1次試験 合格者の のみ	鳥栖市役所 ※詳細は第1次試験合格 者に別途通知します。

5 試験の方法・内容

試験は、第1次試験、第2次試験とし、第2次試験は第1次試験の合格者について行います。

試験	科目	試験の内容	時間
第1次試験	受験資格・経歴 審査・選考	提出された受験申込書、職務経歴書により、受験 資格及び職務経歴の有無等について審査・選考し ます。	—
第2次試験	作文試験	表現力・文章構成力・知識等についての筆記試験	60分
	面接試験	職員として適するかどうかについての面接による 試験	約20分

6 受験手続

(1) 試験案内・受験申込書・職務経歴書の請求方法

直接受け取る 場合	鳥栖市役所本庁舎 総合案内（1階） 総務課職員係（2階）
インターネット でダウンロ ードする場合	鳥栖市ホームページから受験申込書及び職務経歴書の様式をダウンロード できます。 詳しくは鳥栖市ホームページアドレス ((http://www.city.tosu.lg.jp)) ⇒職員 採用⇒職員採用試験案内) をご覧ください。

(2) 申込方法

申込方法	<p>受験申込書、職務経歴書及び結果通知送付用封筒（縦 23.5 cm×横 12 cm（長形3号の封筒に84円切手を貼付し、返信先を記入したもの） を一緒にご提出下さい。郵送の場合は、封筒に「採用試験申込」と朱書 きし、簡易書留で送って下さい。</p> <p>（受験申込書）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受験申込書に必要事項を記入し、6ヶ月以内に撮影した本人の写真 （縦4cm×横3cm程度）を貼り、鳥栖市役所総務課職員係へ郵送又は 持参により提出してください。
------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

申込先	鳥栖市役所 総務部 総務課 職員係 〒841-8511 鳥栖市宿町1-1-18番地 TEL (0942) 85-3504
受付期間	令和5年12月1日(金)から令和6年1月31日(水)まで ・持参の場合は、8時30分から12時、13時から17時15分までの間に、総務課職員係に直接おいでください。(ただし、土曜日、日曜日等の閉庁日を除く。) ・郵送の場合は、 令和6年1月31日(水) 必着 です。

7 合格者の決定方法

(1) 第1次試験

第1次試験合格者は、提出された受験申込書、職務経歴書により受験資格及び職務経歴の有無等について審査・選考します。

(2) 第2次試験

第2次試験合格者(最終合格者)は、第2次試験(作文試験及び面接試験)の得点を合計した得点の高点順に決定します。また、受験資格の有無、申込記載事項の真否等について調査します。

8 合格者発表

試験	期日	方法
第1次試験	令和6年2月上旬	申込者全員に合否に関係なく通知します。
第2次試験 (最終)	令和6年3月上旬	第2次試験受験者に合否に関係なく通知します。

※ 合否について電話での問い合わせにはお答えしません。

9 最終合格から採用まで

- 最終合格者は、成績順に採用候補者名簿に登載されます。
- 採用内定後、職務経歴確認のため、在職証明書等の提出をお願いすることがあります。
- 採用予定時期は、原則令和6年4月1日です。なお、採用候補者名簿に登載された方すべてが採用されるとは限りませんのでご注意ください。また、この名簿の有効期限は、令和7年3月31日までとします。
- 受験資格がないこと、または受験申込書の記載事項が正しくないことが明らかになった場合には、合格を取り消すことがあります。
- 地方公務員法第22条の規定により、採用の日から6か月間は条件付採用期間となり、この間を良好な状態で勤務したときに正式採用となります。

10 給与

採用された場合、本市職員の給与に関する条例により、以下の給料が支給されます。

このほか、扶養、住居、通勤、期末、勤勉、時間外勤務などの諸手当が支給要件に応じて支給されます。

種類	内容
給 料	給料月額は年齢、経験年数、職歴により決定されます。 (参考例)
	① 採用時の年齢が30歳で12年間の実務経験（採用する職種に直接関係のある経験）がある場合 月額240,500円程度
	② 採用時の年齢が40歳で22年間の実務経験（採用する職種に直接関係のある経験）がある場合 月額322,400円程度

※上記の給料は、令和5年4月1日現在の基準を基にしています。採用するまでに給与改定等が行われた場合は、参考例と同等の条件でも変更となる場合があります。

11 試験結果の開示

試験の結果は、受験者本人に限り開示を請求することができます。なお、電話、はがき等による請求はできません。

受験者本人であることを証明する書類（マイナンバーカード等）を持参の上、午前8時30分から午後5時15分までの間に、総務課職員係に直接おいでください。（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。）

※第1次試験は書類選考のため開示の対象外とし、試験結果の開示は、口頭で行います。

試験区分	開示内容	開示請求できる期間
第2次試験	第2次試験の総合得点、順位	第2次試験合格発表日から1か月間

12 問い合わせ先・試験案内請求先

鳥栖市役所 総務部 総務課 職員係

〒841-8511 鳥栖市宿町1118番地

TEL (0942) - 85 - 3504 FAX (0942) - 82 - 1994

E-mail : soumu@city.tosu.lg.jp

鳥栖市役所案内図

